

	御意見	対応
1. (1) 名称	<p>（岸本委員・②事前）「環境」を入れず、そのまま「自然保育認証制度」のほうが違和感がない。「環境」という言葉が入るだけで固いイメージが出てしまう。環境教育、環境を通じた保育は確かに大事だが、幼児期の子供にとっては、自らが感じる、親しむ、という子供主体の視点が大事かと思う。「大人にとっての保育の質」ではなく、「子供にとっての保育の質」とは何なのかを軸に考えられるといい。「自然保育」という言葉がすでに先進県で広がってるので、シンプルに自然保育認証制度でいいかと思う。</p> <p>（篠原委員・②事前）「千葉県自然環境保育認証制度」は良いと思う。</p> <p>（富田委員・②事前）本来、自然環境は私たちを取り巻く環境の大半を占める最も身近な環境と考えることができる。保育は「環境を通して行うものとする」という幼稚園教育要領等の総則の根本の教育環境の重要性を示唆している。SDGsでも環境は重要なターゲットであり、それを生かす教育の役割が期待されている。環境を通して行う教育は世界では「環境教育」と称されており、「自然環境保育認証制度」では如何か。</p> <p>（渡辺委員・②事前）「自然環境保育」に賛同。制度の方向性に沿って、考え抜かれた名称だと感じた。 （第一印象では、漢字が並んでしまうことが「親しみやすさ」という点においてあと一歩という感じがあったが、何度か触れているうちに気にならなくなってきた。）</p>	<p>これまでにいただいた御意見等を踏まえ、「千葉県自然環境保育認証制度」としています。</p>
1. (2) 認証制度の目的	<p>（岸本委員②事前・当日） ・千葉県の認証制度がどのような目的で、誰のために、何のためにあるのかといったものを大事にしてほしい。保育の質も、子ども目線で、子どもが自然の中で主体的に育っていく環境作りが重要。 ・①子供が主体的に身近な自然を感じたり、触れたりしながら自己受容感を育てていく環境作り ②子供を取り巻く大人（保育者、保護者、地域等）も共に育ち合い、持続可能な社会の実現・多様性への理解を培う どうか。 ・長野県には「子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行うものとする。」とあるが、そこを理念として大事にし、いつも立ち返ることができる目的であるといい。</p> <p>（岸本委員・③事前）基本的には、第2回検討会議で提出した意見と同様。自然体験活動を取り入れていたり、制度上の仕組みがあれば子供が育つということではないと思うので、今、保育・子育ての現場で、どんなことが課題で、何のために自然保育を広げたいこうとするのか、制度化する上で最も大事な共通理念になるかと思う。「認証制度の目的」に示される事項が、手段の目的化とならないよう、リーフレットなどでわかりやすい言葉で伝えていただけたらありがたい。自然と同様、子供の育ちは多様であること、そのことへの大人理解が進み、子供本来の育ちを保障していくことに繋がることを願う。</p> <p>（梶山委員代理・②当日）制度の目的として、そもそもこのような課題があり、認証制度ができることによって千葉県が目指している方向性が皆に知れ渡り、こういうことが解決していく、ということが記載されるとよい。</p> <p>（小林委員・②事前） ・冒頭の「自然環境保育を行っている施設」⇒「身近な自然を取り入れながら保育を行っている施設」 ・施設、団体（以下団体等）⇒広島県は「団体」だが、施設とはどういうことか。 ・②保育者及び保護者の自然環境保育に対する親しみ⇒自然に対する親しみ ・③をもう少し詳しくするとよいのではないか。地域（千葉県人）の人に、「自然が子育てで、幼児に大切なものである」という認識を促すような目的があってもよい。そのことで、地域の自然を子どもの為に残したり活用したりできるようになったりするとよい。</p> <p>（篠原委員・②事前）③「社会的認知及び信頼性の向上」は「自然環境保育」なのか、「自然環境保育を実施する団体に対する」なのか。④についても同様。</p> <p>（戸巻委員・②当日）自然環境の中に、食育と重なっている部分がある。どちらかやればよいのではなく、両立していけるよう食育を意識しながら、中身をつめていってほしい。</p> <p>（沼倉委員・②当日）自然保育認証制度が行われることにより、子ども・子育てプラン2020につながっていく等、その先の小学校にこの自然保育認証制度がどう影響していくのか、ひいては千葉県ではどのような子どもを育てていきたいのか、といった大きい枠の中で道筋が見えると、幼児期の自然体験が非常に大切というところに戻ってくると思う。幼児期だけ自然があればいいというのではなく、子どもが成長する中で、自然、特に千葉県内の自然とのつながりを持って欲しい。</p>	<p>要綱（案）1（4）に本件制度の基本理念を追加しました。また、リーフレットや申請の手引き等で子どもを巡る状況に関する県の問題意識等を記載し、なぜ今自然環境保育認証制度を立ち上げたのかを伝えるようにします。</p> <p>要綱（案）1（4）に本件制度の基本理念を追加しました。また、リーフレットや申請の手引き等で子どもを巡る状況に関する県の問題意識等を記載し、なぜ今自然環境保育認証制度を立ち上げたのかを伝えるようにします。</p> <p>・冒頭の記載については、構成上、定義が後になっていますが、「自然環境保育」の定義との調整が必要となるため、そのままとさせていただきます。 ・「施設」は認可施設及び認可外保育施設を指し、「団体」は施設を有さず法の届出対象に含まれない保育、幼児教育活動を行っている団体を指します。 ・②について、御意見を踏まえた上で最終案において大人の関わり方の記載を修正しました。 ・③についてはそのままとし、②の大人の関わり方の修正で御意見の趣旨を反映しました。</p> <p>「自然環境保育」を指しています。</p> <p>本制度において、食育も自然環境保育の1つと考えています。具体的な活動例を申請の手引き等で示すようにします。</p> <p>本制度により、県が団体等を認証し、活動を支援することで、団体等における自然環境保育が促進され、子どもたちの自然に対する親しみ等が育まれることを期待しています。</p>

		御意見	対応
1. (3) 定義	①自然環境保育	（渡辺委員・②事前）自然ならびに自然環境保育の範囲については、 1、自然環境の深さ・豊かさのレベル（生き物を飼う～大自然に触れる） 2、保育者による介入の質や方向性のレベル（保育者主導～子どもの主体性 尊重） 3、1、2、によって発達期待される非認知能力の3つの軸で考えると共通認識しやすいのではないか。	自然について明確な線引きは難しいところですが、団体等において柔軟に活動ができるよう県としてはできるだけ広く捉え、自然環境保育については具体的な活動例を申請の手引き等で示す予定です。
	②保育者	（戸巻委員・②事前）保育士、幼稚園教諭等の資格を有し、保育等に従事する者。また、団体等に登録し、保育等に従事する者。 ⇒保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資格を・・・への変更を提案。  （小林委員・③事前）例えば、本園は養護教諭が在籍するが、②に属するというのでよいか。細かく書くとかわからなくなるため「県が認めるもの」となるということか。	「保育教諭」は免許や資格ではないとの御指摘があったため、「幼稚園教諭免許と保育士資格を有する者」として修正しました。  養護教諭も②保育者に該当すると思います。
	⑤地域資源	（篠原委員・③事前）地域資源のなかには、地域の公園や公共施設も含むとよい。「こどもが経験することができる各地域の公園等の場、伝統的な行事や文化活動及び・・・」ではどうか。	御意見を踏まえて修正しました。
1. (4) 基本理念		（岸本委員・③事前）基本理念を入れていただき、ありがたい。保育の現場のみならず、子供たちが生きる世界において、大人の在り方や関わり方によって、子供の育ちに大きな影響を与えている現状を鑑み、子供たち一人一人が自分らしく生きる根底となる「自尊心や信頼感の育ち」を入れていただけないか。	これまでいただいた御意見等を踏まえ、要綱案の基本理念を修正しました。
		（篠原委員・③事前）基本理念を追加してよかったと思う。乳幼児は自然とのかかわりを通して「感性を豊かにする」ことが特に重要。文章に含まれるとよい。	
		（沼倉委員・③事前） ●千葉県の身近で豊かな自然…県境の園などは他県の自然利用も考えられるので「千葉県の」という表現はなくてもよいのではないか。 ●好奇心や探究心をもって…これらは自然に親しむことで芽生える心だと思いうので、この言葉をいれるのであれば、自然環境に親しむ前提としてではなく、育まれる姿としての表現がよいように思う。 ●これからの未来は、自然と調和した持続可能な社会を築くことも大切だと思う。自然の恩恵を受けることで育つ子どもの姿だけではなく、長野県の理念にあるように「自然に対する感謝の気持ち」も、合わせて表現できたら良いのではないか。	御意見を踏まえ修正しました。  「好奇心や探究心」はリーフレット等でこどもが自ら感じ、学び取る（ことが期待される）力や能力として記載することを考えています。 また、「自然に対する感謝の気持ち」は、こどもについては「自然を大切にすることを大切に」に言い換えました。
		（小林委員・③事前）理念が入ったのは良いと思った。このような要綱に不慣れだが、目的があってから理念なのか。理念が冒頭に来て、そこから目的という流れなのかと思う。	法律の一般的な構成に準じたものとしています。
		（岸本委員・②事前） ・別表1の9において、「「地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象となっているこどもがいること」が条件になっていることは、団体における1クラスは週5日の活動が前提になる。次の項の認証基準で「重点型においては平均週10時間以上」とあるのに対し、一方では週5日のクラスがないといけないということで、これから始める人にとってはハードルに感じるところ。 ・子供にとっての育ち、大人にとっての育ちを真剣に考えられる人たちが、仕組みによって取組を継続したり新たに立ち上げることが難しくならないように考えられたらよい。	本制度の運用に当たっては、質を担保しつつ、団体等にとって過剰な負担とならないよう配慮していきます。
2. 申請者の要件		（岸本委員・②当日）「地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」において4・5歳児のみを認定しており、3歳児が入っていない団体の場合、認証制度の対象となるか。	4・5歳児のみであっても、認定されている団体であれば本制度の対象となります。 また、団体として、どこ一つの市町村で「地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」に認定されているのであれば対象になります。（自然環境保育認証制度のその他の認証基準について満たす必要があります。）
		（小林委員・②事前、当日）重点型と普及型の違いは時間数と研修の種類となっているが、時間の捉えが、保育をしていると難しい。幼児教育要領では、保育は総合的に捉えるという考えなので、自然に特化することがない。量は時間だが、質はどこで見るのか。むしろ質が大事なのではないか。内容や中身、自然環境保育の深さを測るのが時間だけというのは少し引かかる。園の活動方針や指導計画等から読み取るのか。そこを測るものが基準の中にもう少しあるといいのではないか。	御意見を踏まえ、(2)認証基準「自然体験活動」を修正しました。 また、重点型の申請に係る審査では、県職員が実地確認を行うなど、申請団体等の活動内容等について十分確認することとします。
3. (1) 認証区分、(2) 認証基準	認証区分		
	保育等の内容	（小林委員・③事前）教育・保育活動とある、「活動」という言葉はとってよいのではないか。	御意見を踏まえ修正しました。

	御意見	対応
自然体験活動	<p>（伊藤委員・②当日） 重点型、普及型それぞれの自然体験活動の時間について、 ●3歳以上という3歳、4歳、5歳とそれぞれクラスがあるが、その中のどれかが自然体験活動をしていけば認証の対象になるのか。 ●3歳以上の全てのクラスで活動を行っていただければ対象とならないのか。 ●また平均して過何時間というのも、通年で実施する必要があるのか等御教示いただきたい。（8月など暑くて外にあまり出られない時期もある。）</p>	<p>・団体・施設に対する認証を考えているため、特定のクラスのみは活動は想定していません。 ・暑い時期、長雨が続く場合など様々な事情があるため、年間を通しておおむね基準時間を満たしているかどうかで判断します。</p>
	<p>（田中委員・②当日）園外活動というとワゴンに子どもを乗せて園の周りの道路を1時間散歩するだけという園もあるが、それだけでも園外での活動1時間になるのか。そのような園外活動と、目的を持って園外活動や自然体験をしている園を同認証制度で基準付けていく、というのは難しく感じる。広くいろいろな保育施設に活用してもらいたいという側面とともに、あまり低い認証基準を設けると、制度自体があまりいいものでなくなってしまうので、質の部分を下げず大事にしていきたい。</p>	<p>御指摘の活動は、自然環境保育には該当しないと考えます。御意見を踏まえ、(2)認証基準「自然体験活動」を修正しました。また、申請内容の審査に当たり、活動方針や指導計画等を確認します。</p>
安全確保	<p>（渡辺委員・②事前、③事前） 2「安全管理マニュアルを作成していること。」→「安全管理マニュアルを作成し、必要に応じて見直す仕組みがあること。」 3「避難などの対応方法について定められていること。」→「避難などの対応方法について定められており、定期的に見直す仕組みがあること」 5「各保護者との複数の連絡方法が…」のように、「複数の」を追記。（保護者との連絡方法が1つだけ（例えば携帯番号のみ）の場合、それが使えなくなった時に迅速に連絡ができなくなるおそれがあるため。） 7「1～5を計画的に実践するための、年間計画（安全計画）を作成していること」を追加してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正しました。また、年間計画（安全確保）に関して、申請書添付書類の記載も修正しました。</p>
安全確保に関する講習受講	<p>（風間委員・②当日） 「申請日以前の2年間に～子供への救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること」と記載があるが、この講習とはどのようなものか。また、過去2年間に受講していない場合は、今から講習を受講しなければ申請できないのか。 講習の受講は、素案では重点型、普及型どちらも必要な基準となっているが、長野県の基準を見ると特化型の条件となっている。幼稚園など普及型の施設に対し、どこまで基準として求めるのか。4月1日から制度が始まるのに、3月に急に言われても受講は難しいので、確認したい。</p>	<p>こどもの生命に関わることであり、重点型、普及型ともに要件としています。ただし、普及型では団体等の負担を考慮し、講習の対象について緩和しています。本制度は来年度から運用する予定ですが、制度の周知と団体等における準備が必要となることから、申請は、4月からではなく一定期間経過後に開始する予定です。</p>
	<p>（沼倉委員・②当日）救急法について、長野県が示している講習は、森のようちえん全国ネットワークで定めている安全認証の基準から抜粋しているのではないかと。救急法等の講習については2年間程度が再受講の目安になっているので、切らせないようにすることが大切になってくる。</p>	<p>御意見等を踏まえ、修正しました。</p>
保育者の人数	<p>（風間委員・②当日）無資格の保育者について、縛りが何もない方が自然の中で小さな子どもと一日中活動するということは、トイレ等含めいろいろな問題が出てくる可能性もある。市町村の確認に任せるのか、何かしらの縛りを考えなくてよいか、検討していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、1(3)②保育者の定義を修正しました。無資格の保育者に関しては、団体の責任において管理・指導することを前提とし、団体等との関係やその者の保育等の経験等について申請者から聴き取りを行い、県として適当か個別に判断します。</p>
	<p>（富田委員・②当日）無資格者の誓約書の内容や、資格がなくてもどの程度の内容で認めるのか、県は丁寧に整理していく必要がある。 資料3のP.3に「保育者とは」という記載があるが、日本の保育の資格は保育士という国家資格だが、幼稚園教諭は免許である為、幼稚園教諭については「免許を有する者」と書かないといけない。そして保育教諭というのは、幼保連携型認定こども園だけで特別に認定されている任用資格である。 保育者として看護師や栄養士や調理スタッフ、保育補助も含まれるが、これらの方についてもどのレベルで誓約書を出したりするのか整理する必要がある。</p>	
研修（質の担保）	<p>（岸本委員・③事前） 1も2も自然保育における安全に関する研修のようだが、1で安全の講習を受けるのであれば、2は安全に関わる内容でなくてもいいのではないかと。2の研修では、野外保育における子供への関わり方や保育の捉え方など、実践者から学び取る研修が含まれるといい。3の内部研修とはどういうイメージか。</p>	<p>2は、安全に限らない記載に修正しました。 3は1、2を受講した者が同僚の保育者に内容を伝達する場合や、安全管理に限らず自然保育について知見を深めるような内容についてミーティングを行ったり、ベテランの保育者が同僚の保育者を対象に研修を行うことなどを想定しています。</p>
	<p>（風間委員・③事前） 「1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。」について、どのような内容（回数・時間等も含めて）を予定しているのか。毎年受講が必要になるのか。また、開催は県のみとなるのか。広島県のような要件でも良いと考える。</p>	<p>リスクマネジメントや危険生物の回避などに関する研修を想定しており、令和5年度は3回開催する予定です。認証後においても県主催の研修を毎年1回は受けていただくことを想定しております。そのため、ウェブでの配信など認証団体が受講しやすい環境整備を検討していきます。</p>
（運営等）	<p>（風間委員・②事前）運営等について、一クラスにつき35人以下にしてほしい。</p>	<p>「運営等」については、幼稚園教育要領等と内容が重複していたこと、クラス人数について自然環境保育に直接関連するものではないことから、項目を削除しました。</p>

	御意見	対応
<p>小学校との連携</p>	<p>（小林委員・②事前、当日） 小学校との連携は基準として必要か。幼稚園等であれば普通に小学校との連携がある。そうではない施設に必要なところかと思うが、自然環境保育と小学校との連携が繋がらない。</p> <p>（篠原委員・③事前）小学校との連携で交流を行う際には、幼保小連携コーディネーターの配置等が効果的。該当の教育委員会とのつながりも重要と考える。認可外施設や施設を有さずに保育等を行っている団体等が交流・連携しやすくなるとよいが・・・。</p>	<p>認可施設は既に小学校との連携を行っていることを把握しており、省略の対象となっています。認可施設以外の団体等に対しても幼稚園教育要領、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重した教育・保育活動を求めているため、連携に努めていただきたいと考えています。そのため、県教育委員会と連携し、小学校（市町村教育委員会）に対して本制度の周知を図っていきます。</p> <p>御意見を踏まえ、「12. 県の役割」を修正しました。</p>
<p>全般</p>	<p>（岸本委員・②事前、当日） ・既存園での広がりはありませんが、これから「森のようちえん」を始めようという人には全体的にハードルが高いので広がりにくい気がする。まだ基準に満たない始めたばかりの自然保育運営者などに広げていけるきっかけとなるように、安全講習、自然保育研修だけでも受けられるような段階的な仕組みがあるといい。 ・一般的な園と、園舎を持たずに自然活動を行ってきた園とではハード面でも違いがあるので、幼稚園・保育園でも取り組みやすい基準と、園舎を持たない団体が今、困っている問題にどうフォーカスしてもらえるのかが気になっている。それぞれ分けて、全体が良くなるように考えていただきたい。</p> <p>（岸本委員・③事前）保育の質（資質）を仕組みの中でどう考え、判断するのか非常に難しい点かと思うが、保育所保育指針に基づき、「子供にとって最善の利益」を考えるのであれば、質は、人間性を見ていただきたい。特に全日野外で行うような保育においては、子供への受容的、共感的関わりは当然のこと、野外での保育経験と保育者の豊かな感性、森における安全管理への意識、協同保育であれば、常に親の立場にも寄り添い、関わり続ける姿勢、すべての大人に当事者意識が生まれるような仕組み作りが必要となる。 また、子供主体であるからこそ、どこかで基準の枠に当てはまらず、引っかかる可能性が出てくることもあるかと思う。野外保育においては、仕組みの部分の特殊性を加味した判断がなされると「裾野の広がり」もあるのではないかと。（別紙「岸本委員意見書」参照）</p>	<p>安全管理研修や交流会は、新たに活動を始めようとする団体も参加対象とします。 また、認可外施設や施設を有さずに保育等を行っている団体等については、活動の理念や実態等を十分に聴き取り、関係機関との連絡調整など活動を支援していきたいと考えています。</p> <p>審査に当たっては、書面だけでなく、適宜ヒアリングや現地確認、また有識者からの意見聴取を実施すること等により活動の実態を把握し、本制度の理念に沿ったものか確認しながら、質の確保を図っていきたくと考えています。（8. 審査における意見聴取を修正しました。）</p>
<p>4. 認証の申請等</p>	<p>（篠原委員・③事前）自然体験活動を野外で実施する際には、勝手に地域で活動するのはなく、市町村の関係部署に事前に申請手続きをする必要があるのではないか（都内公立幼稚園は遠足等実施届を提出）。安全確保の視点だけではなく、自然環境保育の目的を明確にするためにも市町村の関連部署との連携が重要と考える。</p> <p>（篠原委員・②事前）添付書類（ア）②園庭以外の活動場所の図面及び写真は、公園等公共の場所であれば必要ないのではないか。また、山や林などの場合は図面の作成が難しいのではないか。</p> <p>（沼倉委員・②事前）添付書類（ア）②園庭以外の活動場所の図面及び写真について、利用頻度がどのくらいから申請が必要か。</p> <p>（風間委員・②事前）添付書類（ア）③保険証書の写しは、保育活動に関わる保険との解釈でよいか。</p> <p>（沼倉委員・②事前）添付書類（ア）③加入している自然体験活動に関する保険証書について、重点型の場合は自然体験前提で保険に加入しているので、スポーツ安全保険や、森のようちえんを対象にした幼稚園保険があり、そのような保険が該当すると思うが、普及型などの一般園では「自然体験に関する保険」は何を指すのか迷われるのではないかと。</p> <p>（風間委員・②事前）添付書類について、私立幼稚園は（ア）以外の書類も必要か。</p> <p>（渡辺委員・②当日）添付書類（ア）③に、安全管理マニュアルの提出について記載があるが、事故が起ってからへの対応だけでなく、活動現場にどのような危険があるか把握して、そこに対してどのように対策するのか明記して提出してください、ということだと思ふ。 自然の中にはたくさんの危険があると思うが、中でもまずは重大事故につながるようなものを中心に考える必要がある。（例：大きくて重い物の下敷きになり亡くなる事故）各活動現場の特性を知り、危険が起きないように保育者で環境を作ることが大切。そういったことをマニュアルに明記することが必要である。</p>	<p>他法令等の遵守については、団体等において責任をもって行っていたくものと考えており、申請の手引き等で注意喚起を行います。 また、市町村等との連携について、「12. 県の役割」を修正しました。</p> <p>緊急時の避難経路、危険個所の確認等のため、（正確な図面だけでなくとも）概要が分かる資料を作成していただきたいと考えています。</p> <p>利用頻度に関わらず、緊急時の避難経路、危険個所の確認等のため、概要が分かる資料を作成していただきたいと考えています。</p> <p>別表2安全確保6において定める傷害保険及び損害賠償責任保険を指します。御意見を踏まえ、記載を修正しました。</p> <p>幼稚園に関しては、（ア）の書類のみになります。</p> <p>既に活動に取り組み、独自にマニュアルを作成されている団体等に関しては、既存のマニュアルを活かしながら必要事項を追加していただけるよう対応していきます。 また、安全管理マニュアルの作成については、県が主催する安全管理研修を通して記載方法等を周知していきます。</p>

	御意見	対応
	<p>（岸本委員・②事前）添付書類（2）③安全管理に関する資料について、一部追加が必要なマニュアルの書き方など御教授いただきたい。</p> <p>（渡辺委員・②事前）添付書類（ア）③安全管理に関する書類に、事故予防策を含めたことに賛同。制度の目的をより効果的に推進することにつながる。</p> <p>（渡辺委員・③事前）添付書類（ア）③安全管理に関する書類について、内容は概ね妥当だと思うが、これらを計画的に実践するための、年間計画（安全計画）を追加してはどうか。</p> <p>（岸本委員・②事前）添付書類（オ）①「月間勤務予定表」などはすべての月の書類を提出する必要があるか。</p>	<p>活動に当たっては、事故予防の観点も必要と考えており、安全管理マニュアルにおいて記載を求めています。</p> <p>御意見を踏まえ、年間計画（安全確保）に関して追記しました。</p> <p>勤務予定表は、申請日前日における保育者の配置数及び勤務体制のわかる書類並びに平均的な保育者の配置数及び勤務体制のわかる書類を想定しています。</p>
<p>5. 認証等、 6. 認証の有効期間、 7. 変更申請及び届出</p>	<p>（小林委員②事前・当日）認証の有効期間が過ぎた後、再認証というはあるのか。</p> <p>（篠原委員・③事前）認証書の交付を、市町村の関連部署が知っているか。</p>	<p>職員の配置状況や安全管理マニュアルのアップデート状況等を確認するため更新制としています。現時点では、5年毎に更新（再認証）を行っていくことを想定しています。</p> <p>認証書の交付について、市町村保育担当部局及び教育委員会に対して通知します。</p>
<p>12. 県の役割</p>	<p>（小林委員②事前・当日）この制度が活発に持続していくために、県の役割として自然環境保育を「普及」させるための施策をどこかに明記した方がよいのではないかと。</p> <p>（篠原委員・③事前）千葉県自然環境保育制度が充実していくためには、県と市町村の関連部署との連携、情報共有が重要と考える。そのことにより、保育活動がしやすくなり、体験が豊かになる。県の役割として、申請施設がある市町村の教育委員会等関連部署・機関との情報共有や連携も必要と考える。</p> <p>（岸本委員・②事前、③事前）県と市町村が連携して、PRをお願いしたい。まずは園のある市のHP等で掲載していただきたい。自然保育に関する情報や来年度千葉県で開催予定の「森のようちえん全国交流フォーラム」や森のようちえん全国ネットワーク開催の諸講座、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」などの情報も積極的に連携して周知し広げていただきたい。</p> <p>（沼倉委員）①県内外に積極的に情報提供することとあるが、「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」という組織があるので、千葉県も参加していただきたい。10月に佐倉市が県内自治体で初めて参加している。</p> <p>（富田委員・②当日）最近では森でなく公園でも毒キノコがあるが、小さな子どもは色がきれいだからと迂闊に触ることがある。そのような危険なものをマニュアルの中で知っておく必要があり、研修等で定期的に知る機会を県で用意するようなきめ細かい対応をしていただきたい。</p> <p>（岸本委員・③事前）幼児教育・保育～小学校教育までの流れができると思うので、幼児期以降も、継続的に子供たちが自分らしく育っていきける教育現場の取り組み事例などつなげていただいたり、情報提供いただけるとありがたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「普及」を追加しました。</p> <p>御意見を踏まえ、修正しました。</p> <p>認証団体は県ホームページにて紹介するとともに、関係市町村にも積極的な情報提供を行います。また、県ホームページに関係団体の情報を掲載するなどして連携していきます。自治体ネットワークへの参加についても、検討してまいります。</p> <p>安全管理に関しては、県が主催する安全管理研修を通して様々な観点から支援していきます。</p> <p>県教育庁とともに、市町村教育委員会と認証団体等の連携について検討していきます。</p>
<p>その他</p>	<p>（小林委員・③事前）一般的な幼稚園や保育園の教諭が、安全確保に関する講習を受ける必要性について言われてきたことがない。保育資格を有するということはすなわち命を預かることなので安全面の資質がある、とされてきたからだと思う。この認証制度で新たに今まで聞いたこともなかった講習を受けなければならないところが、やや大変だと思う。その余裕が現場にはなかなかないが、保育現場での昨今の事故を見ると必要なこと。県で行う質の担保の講習がそれに代わることはできないか。県が保育者向けに行うことで、普及すると思うが。</p>	<p>内閣府が作成した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」において、各施設・事業者においては、子どもの安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、全ての職員は、救急対応の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めるとされています。有資格者は養成機関で同様の講習を受講していますが、救命救急スキルのアップデートを図っていただくため、認証の要件としました。また、救命救急に関しては外部機関で専門的な講習会等を実施しているため、当該講習会を受講していただくこととしました。なお、普及型の⑥普通救命講習については、認定証等が発行されるWEB講習も含めることとしました。（実技講習のみ消防本部（局）で受講）受講人数によっては、出張講習会を開催している消防本部（局）もありますので、市町村消防本部（局）に御確認ください。</p>

	御意見	対応
認証団体等への支援内容（案）	<p>（風間委員・②事前）長野県のように、フィールド整備費補助があるといい。</p>	<p>現時点における支援内容は、認証団体等への支援内容（案）のとおりになりますが、フィールド整備費補助については、今後、認証団体のニーズを踏まえながら検討していきます。</p>
	<p>（岸本委員・②事前）私たちの園の場合、保護者からの入会金、活動費、保育料のみで運営しているので、人件費はもちろんのこと、研修が必須になった場合の補助や講習会、会議の参加費、保険料を補助いただけるとありがたい。特に毎年必須となる高額な保険料や、定期的に必要な安全講習の受講料の負担が大きく、今後継続的にまかなえるか不安がある。また「多様な～」で一部行政支援を受けてから、事務負担が大きく増えたこと、それに伴い人件費もかかることなど、体制を整えることで支出も増えた。行政関連の事務作業が増える分、カバーできるような様々な支援があるとありがたい。</p>	<p>認証区分ごとに活動費補助（ブランター、苗木、虫取り網、外部研修会への参加費等）を行うとともに、運営費に対する公的助成（施設型給付費等、私学助成、企業主導型保育事業費補助金）を受けていない重点型の認証団体へ自然保育に係る運営費補助を行います。</p>
	<p>（小林委員・②事前）「認証希望団体」とは、どういう趣旨か。</p>	<p>「認証希望団体」について、「新たに自然環境保育を始めようとする団体」に変更しました。</p>
	<p>（篠原委員・②当日） ・自然との関わりの中で子ども達が豊かに育っていくためには、主体的で対話的な深い学びの実現が必要と、国全体として言われている。そういった意味で自然は有効な環境だが、保育者がどのように関わるかが重要であり、保育者の質が求められてくる。そのため保育者に対する研修が弱い気がする。研修の中身として、今の時代に求められるものと、自然の中でどう保育者が子どもに対して関わるかについての内容を入れていくことが必要。 ・安全については、色々な現場のヒヤリハット事例を共有できるシステムがあるとより安全が高まるのではないかと。</p>	<p>認証団体に対し、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等への参加費を補助するとともに、年に1回以上内部研修を実施することを要件として、質の確保を求めています。また、認証団体の活動について、交流会での発表や県ホームページでの情報発信により、好事例を共有していきます。ヒヤリハット事例については、共有方法について検討していきます。</p>
	<p>（沼倉委員・②事前、当日）(5)活動費補助について ブランターなどはプラスチックではなく木製品を対象とし、千葉県内の森林を活用した製品に対して支援してはどうか。千葉県の産業とうまく結び付くものにつながっていくといい。 (6)運営費補助について フィールド補助費の記載はないが、(5)活動費補助に含まれるのか。</p>	<p>(5)活動費補助について 県産品の活用については、今後検討していきます。 (6)運営費補助について フィールド整備費補助については、今後、認証団体のニーズを踏まえながら検討していきます。</p>
<p>（渡辺委員・②事前）認証希望団体も研修会や交流会に参加できるチャンスがあることは、制度の目的に合致していると思う。自然保育普及推進員によるフォローについては、その頻度と内容を、より詳しく規定する必要性を感じた。</p>	<p>自然保育普及推進員については、最大で2回まで団体等に対し派遣し、相談対応等を行うことを想定しています。</p>	